

第6事業（平成30）年度

事 業 計 画 書

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月 31日

公益財団法人
北海道漁村振興協会

目次

	ページ
1. 事業の方針	1
2. 貸借対照表（計画）	3
3. 正味財産増減計算書（計画）	4
4. 財産目録	5
5. 付属明細書	6

1. 事業の方針

(1) まえがき

昭和45年9月26日に財団法人北海道水産業協同組合役職員共済会として認可を受け同年10月に発足し、さらに昭和53年度から財団法人「漁協福祉共済会」と変更し、43年間にわたり、漁業・漁村振興の砦である漁協役職員の福利厚生などの共益事業や、健康促進活動、環境改善事業などの公益事業に取り組んでまいりました。

こうした活動経過を評価頂き公益財団法人として認定を得て、平成25年4月1日より、新たに名称を「公益財団法人北海道漁村振興協会」とし、健康促進や環境改善事業などの漁村振興活動を中心とした公益事業と、共益事業として役職員弔慰金事業及び役員退任功労金事業、収益事業としての漁協役職員医療共済事業等を実施してまいりました。

特に主力公益目的事業では、植樹活動、環境保全・改善活動、食育活動において、多くの方々から公募を頂き、年間600万円以上の助成を実施する規模に成長することができました。

第5事業年度には、行政・組合及び北海道漁業環境対策本部事業での、植樹活動での苗木購入費助成にタイアップを行い、公益目的事業の規模拡大に努めました。

この間、漁協青年部・女性連の方々や各連合会等企業の方々に多くの寄付を頂いておりますことを感謝申し上げます。

第3事業年度末には、収益事業（北海道漁協役職員医療共済事業）を分離独立し廃止、公益・共益事業実施団体となり現在に至っております。

第6事業年度を迎える今期も、事業実施にあたっては常に漁村地域社会への貢献の精神を根幹に、健全な財団運営のもと、積極的に漁村振興を図っていく方針であります。

(2) 重 点 施 策

- (1) 資金管理の効率化と超低金利時代に即応した運営に努めます。
- (2) 公益財団法人運営において重要な資金確保に向け、寄付金の募集に努めます。
- (3) 漁村振興事業として、環境改善・健康促進事業をはじめ、漁村振興の趣旨に則した事業を幅広く実施している団体や組織からの公募を受けて、活動資金を助成し、漁村地域の健全な発展に努めます。
- (4) 役職員弔慰育英金給付事業については、漁協役職員方々への弔慰金・育英金の給付事業を実施いたします。
- (5) 役員退任功労金事業については、制度の目的に沿って財源確保に努め、退任役員の方々への積立金の払戻しと功労金の給付事業を実施いたします。
- (6) 公益財団法人に則した組織・事業改革と事務改善を行います。